

## 稲城市立小中学校における英語教育の向上事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

### 1 プロポーザルの主旨

稲城市立小中学校における英語教育の向上のため、稲城市立小中学校外国語指導助手（以下、「ALT」という。）の配置拡充を検討している。ALTの配置拡充にあたり、普通交付税措置の対象となる外国自治体等と教育交流協定等に基づいて招致した外国籍職員を直接任用することを予定している。そこで、教育交流支援業務委託（教育交流協定に関する候補地の選定、交渉及び手続きを行うための業務）と、ALT配置協力業務（ALT採用に関する支援、研修や生活のサポート、市職員及び教員との連携を行うコーディネート業務）を事業者へ委託する。

さらに、ALTの配置拡充をすることで、生きた英語に触れる機会を増やすとともに、生徒一人一人にあわせて英語で発話する機会を確保するため、中学生を対象にオンライン英会話を実施する。

これらの事業を実現するために、公募型プロポーザル方式により、企画提案書を公募し、適切な価格、業務に対する意欲、実現力の審査を行い、優れた事業者を選定することを目的とし、本要領に必要な事項を定める。

### 2 業務内容

- (1) 業務名称 稲城市立小中学校における英語教育の向上事業
- (2) 履行場所 稲城市立小学校 12校、中学校 6校
- (3) 業務項目

	業務件名	履行期間	予算上限総額	予算上限内訳
1	稲城市立小中学校教育交流支援業務委託	(令和6年度事業のみ) 契約締結日から 令和7年3月31日まで	総額 25,943,500円 (税込)	550,000円 (税込)
2	稲城市立小中学校外国語指導助手(ALT)配置協力業務委託	(令和7年度事業) 契約締結日から 令和8年3月31日まで		年間・ALT6人 21,780,000円 (税込)
3	稲城市立中学校オンライン英会話業務委託	(令和7年度事業) 契約締結日から 令和8年3月31日まで		生徒1人1回あたり 990円(税込) ※単価契約

- ・詳細は別紙「仕様書」を確認すること。
- ・教育交流支援業務委託は令和6年12月下旬、ALT配置業務委託及びオンライン英会話業務委託は令和7年3月下旬に市議会で予算承認を得ることを要件とする。
- ・ALT配置業務委託及びオンライン英会話業務委託のプロポーザルの結果は令和7年度から令和11年度まで有効とし、毎年業務内容を審査し、問題がないと判断された場合に、該当年度の予算が成立後、毎年度4月に締結する。ただし、業務内容を大幅に変更する場合は、再度公募型プロポーザルを行う。

### 3 事業者選定の流れ等

#### (1) スケジュール

項目	日程	備考
募集開始	令和6年10月7日(月)	市HP掲載
質問書の提出期限	令和6年10月15日(火) 午後5時まで	様式2
質問書への回答期日	令和6年10月18日(金)	市HP掲載
企画提案書等の提出期限	令和6年11月6日(水) 午後5時まで	様式1、3~6他
プレゼンテーション実施日	令和6年11月12日(火)	予定
審査結果通知	令和6年11月下旬	

#### (2) 質問書の受付及び回答

実施要領及び仕様書について不明な点がある場合は、メールにて質問書(様式2)を期限までに提出するものとする。電話等による質問、本プロポーザル説明書以外の質問は受け付けない。提出先、メール送信時の件名は以下のとおりとする。

提出先：稲城市教育委員会教育部指導課 [shidoushitsu@city.inagi.lg.jp](mailto:shidoushitsu@city.inagi.lg.jp)

件名：英語教育の向上事業に関する質問(事業者名)

回答方法：市ホームページに回答期日までに掲載

#### (3) 提出書類

提出書類	様式	備考
参加表明書	様式1	正本1部+副本8部(正本の写し可)
提案者(会社)概要	様式3	・正本1部はクリップ等で留めること。
業務実績	様式4	・副本8部は長辺左側に2穴をあけ、1部
業務執行体制	様式5-1、5-2	毎にクリップ等で留めること。
企画提案書	任意様式	・副本8部は事業者名を黒塗り又は特定
見積書	様式6	されない状態にして提出すること。

・様式は市ホームページから入手すること。

#### (4) 提出方法

期日までに、稲城市教育委員会指導課に、郵送又は持参にて提出すること。持参する場合は、開庁日(土日、祝日除く)の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限の午後5時までの提出分とする。

## (5) 提出書類作成の注意点

### 【共通事項】

- ・用紙の大きさは A4 とし、考え方を文章やイラスト等で記載すること。様式 1～6 は片面印刷とし、記入欄を縮小・拡大しても構わないが、ページ数を増やさず、簡潔に記載すること。
- ・文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。(ただし、イラスト内の文字は判読できるサイズとする。)
- ・提出後の書類の修正は、提出期限内においてのみ可能とすること。

### 【企画提案書】

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえたうえで、次の項目 1～4 の順に番号と見出しを記載し、20 ページ以内とすること。両面印刷を可とし、ページ番号を記載すること。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 教育交流支援業務について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教育交流候補地</li><li>(2) 候補地との実施可能な教育交流内容</li></ol></li><li>2 A L T 配置協力支援業務について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 斡旋する A L T の内容</li><li>(2) 研修内容</li><li>(3) コーディネーターの役割</li><li>(4) 夏期休業期間中の業務内容</li></ol></li><li>3 オンライン英会話業務について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 実施内容</li><li>(2) 講師の要件</li></ol></li><li>4 その他独自提案について</li></ol> |
|--|

### 【見積書】

様式 6 に見積り額、見積りの根拠となる内訳を記載し提出すること。

## 4 審査及び選定

### (1) 評価委員会による審査

本プロポーザルに参加申し込み申請を行った事業者について、稲城市教育委員会が設置する「稲城市立小中学校における英語教育の向上事業に関する評価委員会」において、書類審査及びプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、提案内容の企画性、業務遂行能力、経済性、価格等を総合的に評価し選定する。

### (2) プレゼンテーションについて

ア 日時 令和 6 年 11 月 12 日 (火) 午後 1 時以降 (予定)

プレゼンテーション審査開始日時、集合場所等については、事業者へ個別にメールにて連絡を行う。

- イ 内容 1 事業者の持ち時間は、説明は 20 分以内、質疑応答は 15 分程度とする。  
出席者は 5 人以内とする。  
追加資料配布は認めないが、企画提案書を補完するために、パソコン等を用いた説明は可能とする。
- ウ 使用機器 プロジェクター（HDMI 端子接続）、スクリーン、電源ケーブルは本市で用意するが、パソコンその他必要機器は事業者の持ち込みとする。

### (3) 契約の締結

審査により最高得点を獲得した事業者と、企画提案書の内容をもとに契約の交渉を行う。したがって、優先交渉権者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。本プロポーザルで示した業務内容及び本市が承認した提案内容に基づいて契約を締結し、この締結をもって本契約とする。

契約締結の際の交渉が不調となった場合には、獲得した得点の高い事業者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、本事業に係る予算が成立しない場合、契約締結を行わない。

### (4) 結果の公表

審査結果については、事業者に通知するとともに、市ホームページで公表する。審査内容に関しての問い合わせ及び審査結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

### (5) その他

- ア 参加に要した経費は、すべて事業者の負担とする。
- イ 提出された書類は本プロポーザルの目的外では、事業者が無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 本市が提供した資料等は、本市の了解なく他に使用できない。
- オ 参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。
- カ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる。
  - (ア) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
  - (イ) 提案額が上限金額を超えている場合
  - (ウ) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

## 5 参加資格要件

本企画提案に参加できる事業者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスにおける本市の有効な入札参加資格を有していること。
- (2) 本市において、参加表明書の提出日から過去 1 年以内に指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む）の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 9 月 10 日市長決裁）に基づく措置を受けていないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 東京都内又は近隣県に営業拠点を有し、概ね 2 時間以内に本市に到着できること。
- (9) 当該業務に関する十分な技術や知識、能力等を有していること。

## 6 問い合わせ先（書類の提出先）

稲城市教育委員会指導課 指導係：伊藤、中村

〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地

電話 042-378-2111（内線 624）

FAX 042-379-3600

メール shidoushitsu@city.inagi.lg.jp